

静岡市都市公園条例の一部改正について

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月9日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）駿府城公園ア東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園の利用料金の限度額の表備考1中「30人」を「20人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、静岡市歴史博物館条例（令和3年静岡市条例第60号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の駿府城公園の東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園（以下「東御門・巽櫓等」という。）の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の東御門・巽櫓等の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

3 新条例別表第1の規定に基づく東御門・巽櫓等の利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。